

# 群馬県適正化通信 NO. 43

## 悪質違反を伴う重大事故防止について

平成23年度の群馬県内の事業用自動車の関係する重大交通事故概況が公表されました。依然としてひき逃げ事故や、飲酒運転事故等の悪質違反による重大事故が発生しています。事業者や管理者の方については、ドライバーに対する指導監督の徹底と、点呼時におけるアルコール検知器の適切な使用と管理をお願いします。又、ひき逃げ事故（救護義務違反）については下記事項を再確認していただき、徹底した対応をお願いします。

1. ひき逃げとは、「車両等の運行中に人身事故（人の死傷を伴う交通事故）があった際に、道路交通法第72条に定められた必要な措置を講ずることなく、事故現場から逃走する犯罪行為を指す。」とされています。

### ●道路交通法の規定

第72条1項では「交通事故があったときは、当該車両等の運転者その他の乗務員（中略）は、直ちに車両等を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。」と規定されています。すなわち、これらの義務を怠ることから道路交通法違反に問われることとなります。そこで道路交通法第72条は、事故を起こした者について次のような義務を課しています。

- (1) 負傷者の救護義務・道路上の危険防止の措置義務（負傷者を安全な場所に移動する等）
- (2) 道路交通法を所掌する行政官庁である「警察」に事故・負傷者の状況や事故後の措置・周辺交通の状況を報告する義務
- (3) 報告を受けた警察官が必要と認めて発した警察官が到着するまで現場に留まる命令に従う義務

※ 事故発生時に的確な対応ができるよう、社内における事故発生時の連絡体制・救助方法等の事故対応方法や対策の確認をお願いします。

2. 直近4年間の重大事故発生件数（群馬運輸支局届出件数等より）

	20年中		21年中		22年中		23年中	
		1当事故		1当事故		1当事故		1当事故
発生件数	42	23(54.7%)	43	25(58.1%)	71	42(59.2%)	51	30(58.8%)
死者数	15	8(53.3%)	22	13(59.1%)	24	12(50%)	24	10(41.7%)
傷者数	61	34(55.7%)	43	15(34.9%)	57	24(42.1%)	34	18(52.9%)

注：平成23年について

- ・健康状態に起因する事故2件を1当・傷者4名として計上。  
駐車場内の車内で食事中による死亡1件は未計上。
- ・死傷者無しの単独事故6件（火災4件・横転2件）を1当として計上。
- ・全事故の58.8%が第1当事者事故。
- ・悪質違反・轢逃げ事故3件・飲酒事故3件が発生。

※ 裏面に悪質違反に伴う処分を掲載しましたので参照して下さい。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821

# ● 酒気帯び運転など悪質違反は、即・事業停止

平成 18 年 8 月 1 日から罰則強化、

平成 21 年 10 月 1 日から更に強化

違 反 行 為	H18. 8. 1～	H21. 10. 1～
<p>事業者ぐるみで酒気帯び運転や過労運転等の悪質運転を命じ又は容認した場合 (道路交通法の通知があった場合)</p> <p>悪質違反とは、<b>酒酔い運転</b>、<b>酒気帯び運転</b>、過労運転、<b>薬物等使用運転</b>、無免許運転、無資格運転、過積載運行、最高速度違反、</p>	<p><b>事業停止 7日間</b></p>	<p><b>事業停止 14日間</b></p>
<p>悪質違反を伴う重大事故(注1)を引き起こした事業者であって、当該違反を防止するための指導及び監督を明らかに実施していない場合 (道路交通法の通知があった場合)</p> <p>悪質違反とは、<b>酒酔い運転</b>、<b>酒気帯び運転</b>、過労運転、(注2)<b>薬物等使用運転</b>、無免許運転、無資格運転、<b>救護義務違反</b>、最高速度違反(注3)</p>	<p><b>事業停止 3日間</b></p>	<p><b>事業停止 7日間</b></p>
<p>下記の①及び②のいずれにも該当する場合</p> <p>①事業用自動車の運転者が、重大事故等を引き起こした場合</p> <p>②当該運転者について、「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13国土交通省告示第1365号)の各事項の未遵守が計31件以上あった場合</p>	<p><b>事業停止 3日間</b></p>	
<p>下記の①及び②のいずれにも該当する場合</p> <p>①事業用自動車の運転者が酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転又は救護義務違反を行った場合(道路交通法通知があった場合)</p> <p>②事業者が①の違反行為に係る指導及び監督を明らかに実施していない場合</p>		<p><b>事業停止 3日間</b></p>
<p>重大事故を引き起こしていないものの、運転者が悪質違反を引き起こした場合</p> <p>悪質違反とは、酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無資格運転、過積載運行、最高速度違反、救護義務違反</p>	<p><b>処分日車数を加重</b></p>	

※ □で囲まれている悪質違反が平成21年10月1日以降処分基準が強化されたものです。

(注1) 重大事故とは、死者または重傷者等を生じた事故をいいます。

(注2) 過労運転とは、道路交通法第66条に規定する過労運転及び当該運転者について改善基準告示の未遵守が31件以上の場合をいいます。今回の改正は、道路交通法の過労と改善基準告示の過労を分割しています。

(注3) 最高速度違反とは、30 km/h以上(高速自動車国道等において40 km/h以上)の超過をいいます。